

受付番号		連絡先	委託担当	資源循環推進課	ふりがな やまさきひろこ 担当者名 山崎紘子	TEL671-3593
------	--	-----	------	---------	---------------------------	-------------

設 計 書

- 1 委 託 件 名 令和8年度地域コミュニティを活用したボトルtoボトル実証実験における運用支援委託(新規設置分)
-
- 2 履 行 場 所 横浜市立幸ヶ谷小学校ほか2か所
-
- 3 履 行 期 間(期限) 契約締結日から令和9年3月31日(水)まで
-
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
-
- 5 その他特約事項
-
-
-
- 6 現 場 説 明 要 (月 日 時 分 場 所)
-
- 不 要
-
- 7 委 託 概 要 別紙委託仕様書のとおり
-
-
-
-
-
-

委 託 内 訳 書

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
実証実験で使用する回収機の準備等	1	式			
回収機に投入されたペットボトル本数の日常的な管理・報告等	1	式			
回収機の日常保守及び緊急対応	1	式			
回収機に関する問い合わせ対応	1	式			
設置場所における環境学習の出前授業実施	1	式			
報告書作成	1	式			
事務費	1	式			
計					
消費税等相当額	1	式			10%
業務委託料	1	式			

横浜市資源循環局

委託仕様書

1 委託件名

令和8年度地域コミュニティを活用したボトル to ボトル実証実験における運用支援委託（新規設置分）

2 委託目的

本委託は、横浜市が令和7年8月より実施している地域コミュニティを活用したボトル to ボトル実証実験に関して、令和8年度に新たに実験を開始する場所において円滑に実験を運用するために、実証実験に用いるペットボトル回収機（以下、回収機）について、必要な機器を用意するとともに、利用者の環境貢献に向けた行動変容を促進するための広報やデータ収集などを行うことを目的とする。

3 業務内容

(1) 実証実験で使用する回収機の準備等

実証実験で使用する回収機の用意、設置、撤去および設置までの機器保管を行う。

なお、回収機の仕様は、**4 実証実験で使用する回収機の仕様** のとおりとする。

(2) 回収機に投入されたペットボトル本数の日常的な管理・報告等

回収機に投入されたペットボトル本数の日常的な管理・報告を行う。

クラウド上で報告する場合は、必要な ID、パスワードの発行を含む。

(3) 回収機の日常保守及び緊急対応

必要に応じて点検等を行い、機器の不具合発生時などに対応を行う。

(4) 回収機に関する問い合わせ対応

機器本体に関する問い合わせに対する対応を行う。

なお、実証実験に関する問い合わせに対する対応は委託者が行う。

(5) 設置場所における環境学習の出前授業実施

設置場所において、回収機を活用または関連した環境学習の出前授業を実施する。

実施内容については、類似事例等の知見を集め、委託者と協議し承認を得ること。

実施方法等については、委託者及び設置場所管理者等と協議して定める。

(6) 報告書作成

本委託について報告書を作成し提出する。内容詳細については、委託者と協議して定める。

4 実証実験で使用する回収機の仕様

回収機は以下の条件をすべて満たすものとする。

項目名	条件	備考
外形寸法mm (W×D×H)	700×700×1,600 程度	外形寸法が各 200mm 程度前後することは可とする
投入口高さmm (H)	1,200 以下	小学 1 年生の平均身長 (116cm) でもペットボトルが投入しやすいこと
電源仕様 (V)	単相 100V	
管理者への通知機能	機能あり	袋交換のアラームなど
ディスプレイ表示内容の変更	変更対応可能	ディスプレイは後付で設置可とする
外装カバーのデザイン変更	変更対応可能	
転倒防止措置	措置あり	
投入に応じたアクション	ペットボトルを投入されるとディスプレイ画像変更 (ランダム変化もしくは順次対応)、もしくは音声機能 (効果音等) を保有。なお、画像は最大 5 パターンを想定。	

5 設置場所

回収機の設置場所は以下の 2 か所および委託者が 6 月中旬までに指定する横浜市内の 1 か所とする。
なお、設置にあたり必要となる手続きは委託者が実施する。

住所	名称
横浜市神奈川区幸ヶ谷 1 丁目 1-1-1	横浜市立幸ヶ谷小学校
横浜市金沢区富岡西 1 丁目 7 3-1	横浜市立小田中学校
横浜市立の学校	調整中

6 成果物及び納品場所

(1) 成果物

当該委託作業に関する報告書

(2) 納品場所

資源循環局資源循環推進課 (横浜市中区本町 6-50-10)

7 委託期間

契約決定日から令和 9 年 3 月 31 日 (水) まで

なお、回収機の設置は令和 8 年 6 月中旬以降に実施するものとし、日程は委託者と協議の上、決定する。

8 留意事項

- (1) 機器の設置にあたっては、電気料金の算定ができるよう回収機本体の電力使用量がわかる計器類を併設すること。なお、機器本体の標準機能で電力使用量が把握できる場合はこの限りではない。
- (2) 設置場所の状況に応じ、延長コードの準備等必要な処置を委託者と協議のうえ実施すること。
- (3) 投入応じて画像が変更する機能について、投影する画像は委託者が用意するものとする。
- (4) 回収機本体の所有権は、受託者に帰属するものとする。委託期間終了後は速やかに撤去すること。
- (5) 本委託実施にあたって、必要な保険に加入すること。
- (6) 本委託実施にあたって、その他疑義事項については、委託者と協議すること。
- (7) 委託契約約款その他本業務の遂行にあたり関係する法令を遵守すること。
- (8) 本業務によって作成した資料を本市の了解なく使用、公表しないこと。
- (9) 本業務によって作成した資料の権利は、本市に帰属するものとする。